

令和5（2023）年12月27日開催

令和5年度

柏崎市農業委員会 第25期 第7回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第7回総会 議事録

- 1 日 時 令和5年12月27日(水)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条許可申請について
議第4号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更に
ついて
議第5号 農業委員会委員の募集について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山崎事務局長

これより、第7回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は18人です。欠席報告1人、現在の出席委員数は17人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は23人であります。

議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

それでは、8番 高橋 啓子委員、13番 水野 美保委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」、申請番号 1 の案件が、農地利用最適化推進委員 ○○ ○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○○委員退席 －

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

吉田主事

議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 について、御説明いたします。

申請番号 1 与三地内、田、1,004 m²。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 1 の申請案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました○○委員の入室を求めます。

－ ○○委員入室 －

議長

○○委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は、許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、議第 1 号 申請番号 2 から 10 までの案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

引き続き、議案書 1 ページを御覧ください。申請番号 2 から 10 について、御説明いたします。

申請番号 2 森近地内、8 筆、田、計 4,578 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号 3 山口地内、17 筆、田、計 10,902 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円から〇〇〇円です。

申請番号 4 上田尻地内、2 筆、田、計 56 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 5 上田尻地内、4 筆、田、計 3,006 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 6 劔地内、3 筆、田及び畑、計 1,648 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

議案書 2 ページを御覧ください。

申請番号 7 与三地内、田、1,917 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 8 安田地内、5 筆、田、計 1,844 m²。自作地の贈与。新規就農。無償です。

申請番号 9 安田地内、8 筆、田及び畑、計 4,445 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号 10 安田地内、5 筆、田、計 2,000 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 2 から 10 までについて、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 2 から 10 までの案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 2 から 10 までの申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 曾地地内、畑、233 m²。宅地の拡張。第 2 種でございます。

申請地につきましては、申請者の亡き先代が昭和 42 年頃に作業所及び物置を建築し、以降、隣接する自宅敷地と一体的に利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 関町地内、畑、221 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきまして、渡人の息子である受人が、使用貸借権の設定により、申請地に隣接する渡人所有の宅地と併せて一般個人住宅の敷地として利用するものです。

申請番号 2 安田地内、3 筆、田及び畑、計 423.78 m²。一般個人住宅。第 2 種でございます。

本件につきまして、受人 2 名は夫婦で、夫は渡人の孫であり、使用貸借権の設定により、申請地を一般個人住宅の敷地として利用するものです。

申請番号 3 西山町西山地内、2 筆、田及び畑、計 244 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請地につきましては、渡人が、以前から住宅敷地及び庭として、隣接する宅地と一体的に利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。受人につきましては、申請地と併せて渡人所有の住宅及び宅地を購入し、居住する予定となっています。

申請番号 4 西山町新保地内、畑、46 m²。保養所敷地の拡張。第 3 種でございます。

受人につきましては、神奈川県内で医療関連事業を行っており、申請地と併せて隣接する住宅及び宅地を取得し、社員の保養施設として利用するものです。また、受人の代表取締役は、現在、〇〇〇〇で非常勤の医師として勤務していることから、代表取締役の市内通勤の拠点としても利用する予定となっております。

申請番号 5 松美二丁目地内、畑、267 m²。資材置場。第 3 種でございます。

受人につきましては、建築設計及び工事業を行っておりますが、建築及び外構資材の保管場所が必要なことから、受人の作業所に隣接する申請地を資材置場として利用するものです。

申請番号 6 山本地内、田、173 m²。貸駐車場及び貸物置敷地。第 3 種でございます。

受人につきましては、自宅を事業所とする〇〇〇〇を経営し、塗装業を営んでおりますが、自宅敷地が手狭で事業用の車両及び資材のスペースが確保できないことから、受人の母の居宅に隣接する申請地を個人名義で取得し、同法人に駐車場及び物置の敷地として貸し付ける計画となっています。

続きまして、議案書 5 ページを御覧ください。

申請番号 7 松波一丁目地内、2 筆、畑、計 290 m²。駐車場及び貸除雪機置場。第 3 種でございます。

受人につきましては、申請地付近に居住しており、来客用の駐車場 3 台分及び除雪機 1 台分の置き場を必要としていますが、自宅敷地が手狭なため、申請地を利用するものです。また、申請者の父は、松波四丁目地内において鉄骨製建設機械用部品加工等を行う〇〇〇〇を経営していますが、同社が保有している除雪機 2 台分の置き場を必要としていることから、申請地を受人個人としての利用と併せて、同法人に除雪機置場として貸し付ける予定となっています。

申請番号 8 安政町地内、12 筆、畑、計 1,640 m²。工場及び資材置場。第 3 種でございます。

申請地の一部である安政町地内につきましては、渡人が平成 5 年頃に物置を建築し、利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。受人につきましては、工作機械部品の製造等を行っておりますが、事業拡大に伴い、金属精密加工工場を新たに建設することとなり、工場敷地及び金属製品材料等の資材置場として、申請地及び隣接する宅地等を利用するものです。

本件につきまして、農地転用の面積は 3,000 m²以下となっておりますが、事業用地全体の面積が 3,000 m²を超えることから、農地転用許可申請と並行して、都市計画法に基づく開発行為許可申請がなされており、都市計画法に基づく開発行為許可と同日付けで本件の許可が決定となります。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 6 ページを御覧ください。議第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について、説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおりに変更する。1、事業の区分、利用権設定等促進事業。2、権利の種類、賃借権。3、利用権の設定・移転の別、

移転。4、権利の移転日、令和6（2024）年1月20日。5、権利の終了日、明細表に記載のとおり。6、対象農地の面積、賃借権（一般分）田（5筆）4,046.00㎡。7、関係人の数受
人1人、渡人1人、所有者1人。8、計画変更の理由、明細表に記載のとおり。9、実施地区、
柏崎市。10、公告予定年月日、令和6（2024）年1月19日。

農用地利用集積計画の明細は7ページを御覧ください。

説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませ
んか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第4号の申請案件を事務局の提案のとおり決定する
ことに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第4号の申請案件を事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第5号 農業委員会委員の募集について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

議第5号 農業委員会委員の募集について御説明申し上げます。

去る令和5年（2023年）11月23日に農業委員会委員である〇〇 〇〇氏が死去いたし
ました。このことで農業委員会委員に欠員が生じたことから、同年12月18日開催の第5
回農業委員会運営会議においてその1人を募集するかどうかを諮ったところ、所掌事務を
適切に遂行する必要がある、加えて、委員の任期が3年のところ残任期間が2年以上残さ
れていることから、募集を行うことを決定しました。

つきましては、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、農業委員会委
員を募集したいとするものです。

議案書8ページを御覧ください。

1、募集の理由、農業委員会委員1人の欠員が生じたため。2、募集人数、1人。3、任期
令和6年（2024年）3月28日（予定）から令和8年（2026年）7月19日（木曜日）まで。

4、募集方法、別紙柏崎市農業委員会委員募集要項のとおり。

募集期間は、令和6年（2024年）1月19日（金曜日）から同年2月15日（木曜日）ま

でとし、周知方法は、令和6年（2024年）1月1日発行の農業委員会だより第48号に募集要項の挟み込みを行います。あわせて、柏崎市ホームページに募集要項及び必要書類を掲載いたします。

3月21日予定の市議会2月定例会議最終日に人事案件を上程し、議会の同意を得た後、農業委員会3月総会の開催日であります3月28日付けで任命するものであります。

以上、御審議のほどお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第5号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第5号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

山崎事務局長

（その他連絡事項）

議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後2時45分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
